

新旧対照表

○小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）（抄）

改正後		改正前																									
<p>(使用料の計算)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p><u>2 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u></p> <p><u>3 1件の使用料の総額が、100円未満の場合は100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第18条関係）</p> <p><u>(3) 都市公園の占有許可による使用料</u></p>		<p>(使用料の計算)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p><u>2 占有面積、表示面積又は長さに1平方メートル又は1メートルに満たない端数がある場合は、小数点以下第1位を四捨五入して計算する。ただし、占有面積、表示面積又は長さの総数が1平方メートル又は1メートルに満たないときは、これを1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u></p> <p><u>3 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算する。</u></p> <p><b>別表第2</b>（第18条関係）</p> <p><u>(3) 都市公園の占有許可による使用料</u></p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">法第7条第1項第1号に掲げるものの</td> <td>第一種電柱</td> <td rowspan="4">1本につき 1月</td> <td>円 150</td> </tr> <tr> <td>第二種電柱</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>第三種電柱</td> <td>313</td> </tr> <tr> <td>第一種電話柱</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>		占有物件の種類		単位	金額	法第7条第1項第1号に掲げるものの	第一種電柱	1本につき 1月	円 150	第二種電柱	232	第三種電柱	313	第一種電話柱	135	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">占有物件の種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第7条第1項第1号に掲げるものの</td> <td>電柱</td> <td rowspan="2">1本につき 1月</td> <td>円 228</td> </tr> <tr> <td>電話柱（電柱であるものを除く。）</td> <td>132</td> </tr> </tbody> </table>		占有物件の種類		単位	金額	法第7条第1項第1号に掲げるものの	電柱	1本につき 1月	円 228	電話柱（電柱であるものを除く。）	132
占有物件の種類		単位	金額																								
法第7条第1項第1号に掲げるものの	第一種電柱	1本につき 1月	円 150																								
	第二種電柱		232																								
	第三種電柱		313																								
	第一種電話柱		135																								
占有物件の種類		単位	金額																								
法第7条第1項第1号に掲げるものの	電柱	1本につき 1月	円 228																								
	電話柱（電柱であるものを除く。）		132																								

	第二種 電話柱		215
	第三種 電話柱		296
	支線柱 及び支 線		61
	鉄塔	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 月	228
	その他 の柱類	1本につき 1月	13
	共架電 線その他 上空 に設け る線類	長さ 1メー トルにつき 1月	1.3
	地下に 設ける 電線そ の他の 線類		0.8
	変圧塔 その他 これに 類する もの	1個につき 1月	270
法第7	外径が	長さ 1メー	5

	電線	長さ 1メー トルにつき 1月	1.3
	変圧塔	1個につき 1月	265
	その他 のもの	占用面積 1 平方メー トル、長さ 1 メートル又 は 1本につ き 1月	42
法第7 条第1 項第2 号に掲 げるも の	外径が 0.07メ ートル 未満の もの		5
	外径が 0.07メ ートル 以上0.1 メー トル未 満 のもの	長さ 1メー トルにつき 1月	8
	外径が 0.1メー トル以 上 0.15 メー トル未 満 のもの		12

<u>条第1</u> <u>項第2</u> <u>号に掲</u> <u>げるも</u> <u>の</u>	<u>0.07メ</u> <u>ートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u>	<u>トルにつき</u> <u>1月</u>	
	<u>外径が</u> <u>0.07メ</u> <u>ートル</u> <u>以上0.1</u> <u>メート</u> <u>ル未満</u> <u>のもの</u>		<u>8</u>
	<u>外径が</u> <u>0.1メー</u> <u>トル以</u> <u>上0.15</u> <u>メート</u> <u>ル未満</u> <u>のもの</u>		<u>12</u>
	<u>外径が</u> <u>0.15メ</u> <u>ートル</u> <u>以上0.2</u> <u>メート</u> <u>ル未満</u> <u>のもの</u>		<u>15</u>
	<u>外径が</u> <u>0.2メー</u> <u>トル以</u> <u>上0.3メ</u> <u>ートル</u> <u>未満の</u>		<u>24</u>

	<u>外径が</u> <u>0.15メ</u> <u>ートル</u> <u>以上0.2</u> <u>メート</u> <u>ル未満</u> <u>のもの</u>		<u>16</u>
	<u>外径が</u> <u>0.2メー</u> <u>トル以</u> <u>上0.3メ</u> <u>ートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u>		<u>24</u>
	<u>外径が</u> <u>0.3メー</u> <u>トル以</u> <u>上0.4メ</u> <u>ートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u>		<u>32</u>
	<u>外径が</u> <u>0.4メー</u> <u>トル以</u> <u>上0.7メ</u> <u>ートル</u> <u>未満の</u> <u>もの</u>		<u>55</u>
	<u>外径が</u> <u>0.7メー</u> <u>トル以</u>		<u>80</u>

もの		
外径が 0.3メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの	32	
外径が 0.4メー トル以 上0.7メ ートル 未満の もの	56	
外径が 0.7メー トル以 上1メー ートル 未満の もの	80	
外径が 1メー トル以 上2メー ートル 未満の もの	161	
外径が 2メー	324	

上1メ ートル 未満の もの			
外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの			159
外径が 2メー トル以 上のも の			318
法第7 条第1 項第4 号に掲 げるも の	郵便差 出箱及 び信書 便差出 箱	1個につき 1月	111
	公衆電 話所		265
令第12条第2項第 1号に掲げるもの		1本につき 1月	212
令第12条第2項第 7号及び第8号に 掲げるもの		占有面積1 平方メー トルにつき1 月	560
上記以外の占有物		占有面積若	42

	<u>トル以上のもの</u>		
<u>法第7条第1項第4号に掲げるもの</u>	<u>郵便差出箱及び信書便差出箱</u>	<u>1個につき1月</u>	<u>113</u>
	<u>公衆電話所</u>		<u>270</u>
<u>令第12条第2項第1号に掲げるもの</u>		<u>1本につき1月</u>	<u>215</u>
<u>令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>460</u>
<u>上記以外の占有物件</u>		<u>表示面積若しくは占有面積1平方メートル又は占有物件の長さ1メートルにつき1月</u>	<u>50</u>

備考

- 1 この表において「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を

<u>件</u>	<u>しくは表示面積1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月</u>	
----------	-------------------------------------	--

備考 この表において「表示面積」とは、掲示板等の表示部分の面積をいう。

支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 この表において「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 この表において「表示面積」とは、掲示板等の表示部分の面積をいう。

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
(略)		
広告物の表示	1平方メートル1月につき	<u>381</u>

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
(略)		
広告物の表示	1平方メートル1月につき	<u>460</u>